

★ 広島県広島へりポート条例の施行期日を定める規則（規則第七十三号）（空港振興課）

広島県広島へりポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）の施行期日を平成二十四年十一月十五日とすることとした。

★ 広島県広島へりポート条例施行規則（規則第七十四号）（空港振興課）

一 制定の要旨

広島県広島西飛行場のへりポート化に伴い、広島県広島へりポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）の施行に関し必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成二十四年十一月十五日

★ 広島西飛行場のヘリポート化に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第七十五号）（
空港振興課）

一 改正の要旨

広島県広島西飛行場のヘリポート化に伴い、次の規則について引用条項の整理等を行
った。

- 1 広島県行政組織規則
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則
- 3 職員の職の設置に関する規則
- 4 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則

二 施行期日

平成二十四年十一月十五日

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第七十六号）（審査指導課）

一 改正の要旨

広島県広島西飛行場のヘリポート化に伴い、会計に関する事務の処理を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年十一月十五日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第七十七号）
（審査指導課）

一 改正の要旨

広島県広島西飛行場のヘリポート化に伴い、出納員への委任事務を変更するとともに、分任出納員を設置するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年十一月十五日